

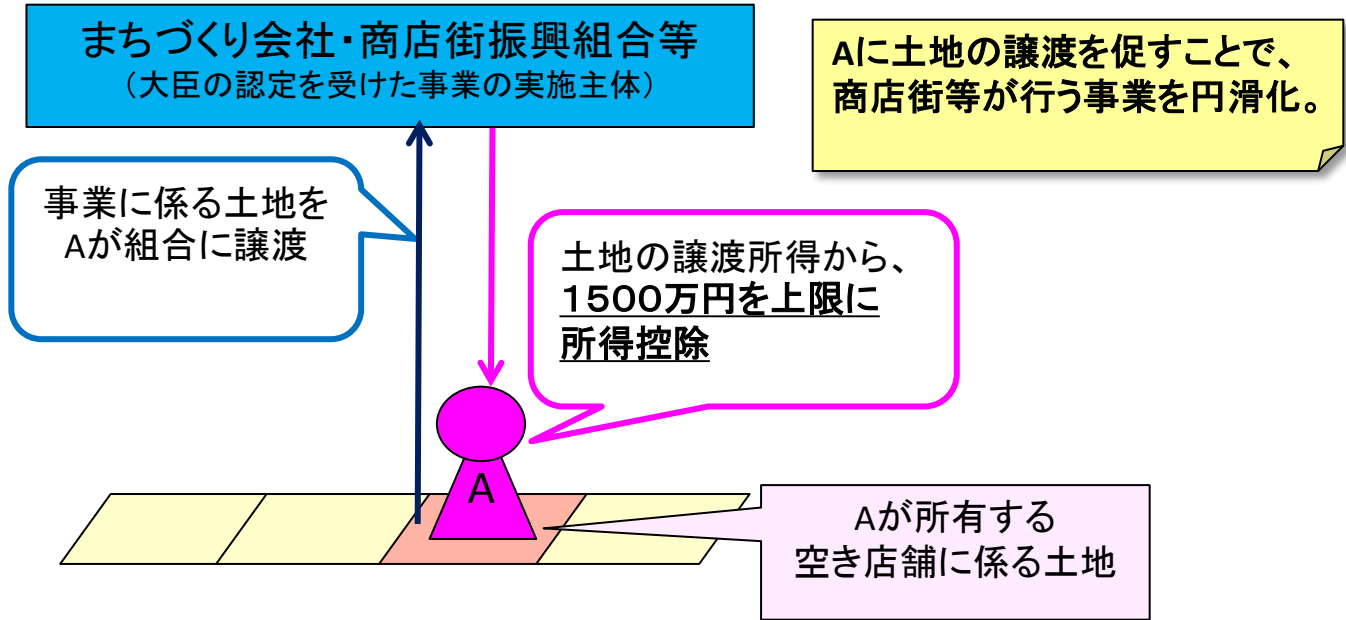
○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除

(中心市街地活性化法・地域商店街活性化法)

○少子高齢化・消費生活等の状況変化に対応し、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成の支援及び来訪者の増加を通じた中小小売、サービス業者の事業機会の増大を通じ、商店街の活性化を図るために、商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動の円滑な実施の支援。

現行制度 【創設年度: 中活法・H10年、地域商店街活性化法・H21年】

地権者が、中心市街地活性化法及び地域商店街活性化法の認定計画に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合、当該土地等の譲渡所得について1,500万円の特別控除を行う。



特別控除の適用を受けるための主要要件

(中心市街地活性化法関係)

- 中心市街地活性化法に基づく計画の認定を受けた事業であること
- 当該事業が中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けていること
- 顧客その他の地域住民の利便の増進を図る施設が設置されること

(地域商店街活性化法関係)

- 地域商店街活性化法に基づく計画の認定を受けた事業であること
- 当該事業が、高度化融資※、建物の建設に係る補助金の交付、日本政策金融公庫からの融資のいずれか1つを受けていること
- その他、事業において公共用の施設(コミュニティ施設等)を設置する等の要件を満たすこと

※**高度化融資**:独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が都道府県、市町村に対して、資金を貸付け、当該資金に都道府県、市町村が自らの資金を付加した上で、低利(商店街等については無利子)で融資を行う制度。